

令和元年度 国立公園満喫プロジェクト
先進的インバウンドプロジェクト支援事業
【公募要領】

【問い合わせ先】

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL : 03-3581-3351 (代表)

FAX : 03-3595-1716

E-mail : koen_prize@env.go.jp

令和元年 7 月

環 境 省

目次

1. 目的	1
2. 公募の対象者	1
3. 対象事業	1
4. 採択された事業への支援について	2
5. 採択件数及び事業実施期間	3
6. 経理等について	4
7. 応募方法	5
8. 審査	6
9. 事業実施体制	8

1. 目的

環境省では政府が平成 28 年 3 月 30 日にとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の 10 本柱の 1 つである「国立公園満喫プロジェクト」を推進するため、8 カ所の国立公園（阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の 8 公園。以下「選定 8 公園」という。）において訪日外国人を惹きつける取組を先行的、集中的に実施し、そこで得られたノウハウを他の国立公園にも展開していくことで、2020 年までに国立公園を訪れる外国人を 1000 万人にすることを目指しています。

これまでの同プロジェクトの取組から、国立公園におけるインバウンドを軸にした持続可能な観光地域づくりに向けては、周辺地域と連携した二次交通の課題への対応、観光の目的地として選ばれるコンテンツの徹底した上質化等が課題となっています。さらに、取組の効果として利用者数の増加だけでなく、地域での滞在期間（泊数）の延伸、消費単価の増加等が必要とされています。

本公募は、こうした背景を踏まえ、2020 年の目標の達成とその後も取組成果が持続するよう、これまで国立公園満喫プロジェクトを推進する中で見えてきた課題の対応につながる地域の取組を、環境省と連携して実施する地域及び活動団体を選定することを目的としています。選定された取組の成果や知見は、さらに国立公園全体にも普及させていきます。また、この取組を通して、第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日）に掲げる地域循環共生圏の実現にも貢献することを目指します。

2. 公募の対象者

本公募の対象者は、国立公園に含まれる地方公共団体、当該地方公共団体と連携している民間団体や協議会、あるいは当該地方公共団体・民間団体・協議会と連携している民間事業者とします。当該地方公共団体等との連携については、連携体制等何らかの連携の担保が取れていることを指します。

3. 対象事業

国立公園への確実な訪日外国人旅行者数の増加、滞在期間（泊数）の延伸、一人当たりの旅行消費額の増加・コンテンツの価格の適正化（高品質化・単価増）に寄与する事業であり、以下のいずれかに該当する事業を対象とします。

（1）国立公園外から国立公園への確実な誘客

国立公園周辺の主要観光地やゲートウェイとなる地方都市等と連携し、国立公園への誘客に係る二次交通の課題への対処、国立公園外の訪日外国人旅行者のタッチポイントにおける国立公園に誘導する情報整備等の対応を含む、国立公園外から国立公園への確実な誘客を行うツアー造成・販売等

（2）国立公園をテーマにした周遊の促進

外国人旅行者が複数の国立公園を周遊したり、一つの国立公園においても複数の箇所を利用する際に課題となる二次交通の改革、関連性のある魅力的なアクティビティ開発等必要な環境整備（ハード整備は対象外）を含む、国立公園の周遊型観光を促進するツアー造成・販売等

（3）国立公園における自然体験コンテンツの上質化・メジャーコンテンツの地域独自性の磨き上げ

長期滞在や高額な消費が期待されるターゲットの誘客を図るために、アクティビティや滞在サービス、情報発信を、同種の自然体験コンテンツを提供する海外エリアに対して競争力を持つレベルまで磨き上げる取組

4. 採択された事業への支援について

各事業のインバウンド事業の現状に応じた支援を行います。例えば集客の拡大を優先的に実施する事業もあれば、訪問者の満足度向上、広範囲への周遊の促進、消費拡大等、利用の質の向上に注力した事業もあると想定します。各事業主体と協議のうえ、課題認識を把握し、適切な支援を実施いたします。

なお、支援の前提として、将来自走可能な事業実施期間中の計画を策定するとともに、期間中の事業展開における目標値と効果測定方法、KPI を明確にし、その計画及び目標値・KPI を実現するために必要な支援を行います。

支援については、「令和元年度国立公園満喫プロジェクト先進的インバウンドプロジェクト支援事業等実施業務」を請け負った事業者（以下、「事務局」という。）より行います（事業者決定は8月中旬の見込み）。

（1）事業費の支援

・活動団体が事業を実施するにあたり、必要な経費の一部（1地域あたり800万円（税込み）を上限）を支援します。ただし、採択件数や事業内容により事業費が減額される場合があります。

（2）事務局による活動支援

・各事業の成果の確実性と効果を高めるために、事業実施期間中、各事業内容に必要な支援を行います。

5. 採択件数及び事業実施期間

（1）採択件数

5～10件程度

（2）事業実施期間

来年度の予算が確保された場合に限り、本年度から来年度末までの事業とします。ただし、年度毎に事業の報告をしていただく必要があります。今年度は令和2年3月6日（金）までに事業報告書を提出して下さい。

6. 経理等について

(1) 対象経費

事業の対象となる経費は、以下の通りです。

対象経費	内容
諸謝金	事業を行うために必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員（以下、この表において「専門家等」という）に謝礼として支払われる経費
旅費	<p>情報収集や各種調査、会議や打ち合わせ等への参加など、事業を行うために必要な交通費、宿泊費、日当等として、活動団体、専門家等に支払われる経費</p> <p>（注1）グリーン車、ビジネスクラス等特別に付加された料金については対象外とします。</p> <p>（注2）活動団体が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。</p> <p>（注3）本事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により対象経費と対象外経費に区分します。</p>
印刷製本費	事業を行うために直接必要なパンフレットや資料等の印刷に係る経費
通信運搬費	事業を行うために直接必要な物品等の運搬費用、郵便料等に係る経費
使用料及び借料	<p>事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>（注1）リース、レンタルにおいて対象となるものは、本事業の実施期間の経費のみとなります。契約期間が事業実施期間を超える場合の対象経費は、按分等の方式により算出された事業実施期間分のみとなります。</p>
消耗品費	<p>事業を行うために直接必要な消耗品の購入に係る経費</p> <p>（注1）消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であつても比較的長期（概ね2年）の反覆使用に耐えない物品等をいいます。</p>
賃金	事業を行うために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金
雑役務費	事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費
委託費	事業を行うために必要な経費のうち、特殊な技能又は資格を必要

	とするなどにより受託者が直接行うことのできない業務を第三者に委託するために要する経費
--	--

※以下の経費は対象となりません。

- －人件費
- －共同実施の協定締結前に発注、購入、契約等を実施したもの
- －電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- －雑誌・新聞購読料
- －飲食、娯楽、接待の費用
- －備品の購入、施設整備等の事業終了後に財産となるもの
- －上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(2) 経理にあたっての留意事項

- ・事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行って下さい。本事業において対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。
- ・事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり100万円以上（税込み）となる場合には、原則として2社以上から見積もりを取った上で、最低価格を提示した者を選定して下さい。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書が必要となります。

(3) 事業費の支払い

- ・本事業に係る経費は、原則として、事業終了後の精算報告書に基づき、その内容を確認の上、適当と判断した場合に支払いを行います。
- ・ただし、立て替えが困難等の理由により、事業終了後の精算払いに対応できない場合には、概算払い又はその他の方法による対応を検討します。

7. 応募方法

(1) 提出書類

下記の応募に必要な書類及びそれらのファイル（ワード、エクセル、パワーポイント又はPDF）を、公募期間内にメールにて提出先に提出して下さい。その際、メールのタイトルに「国立公園満喫プロジェクト 先進的インバウンドプロジェクト支援事業応募」と明記してください。

①応募申請書【様式1】

民間団体、協議会、民間事業者が申請する場合は、定款や規約等、団体の概要が分か

る説明資料を添付して下さい。

②事業計画書（別紙事業内容含む）【様式2】

③経費明細書【様式3】

（2）公募期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月20日（火）まで

（3）応募書類の提出先及び問合せ先

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館26階）

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL:03-3581-3351（内線:6643）

E-mail: koen_prize@env.go.jp

（4）応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。応募書類は審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政期間の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

8. 審査

提出書類に基づき以下に定める審査項目に基づき、審査を行います。

（1）基礎項目

次の要件をすべて満たすものであること。一つでも要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。

①申請者が公募の対象者の要件に合致していること

②国立公園管理上の課題に適切に対応しており、自然環境を損なうことのないよう十分な配慮がなされていること

③主体的に取り組む意思があり、自主的な予算の確保や関係者との連携体制の構築がなされていること（又はその予定があること）

④本事業の目的に沿った定量的な数値目標が設定されていること

⑤申請者は、事業を遂行するために必要な能力を有すること

（2）追加項目

基礎項目をすべて満たした提案について、以下の追加項目に基づき総合的に審査を行います。

①現状分析

・地域の置かれている環境や現状について認識しているか

- ・活用しようとする国立公園の自然やそれに根ざした文化など地域の資源がもつ可能性を把握するなど、適切な現状分析がなされているか

②地域の特性

- ・現在の訪日外国人来訪者数が多く、国立公園満喫プロジェクトの目標達成にむけて効果が大きい地域であるか

③事業内容、目標の妥当性

- ・事業内容が国立公園の外国人利用者数の増加又は利用の質（滞在期間の延伸、消費単価、コンテンツの価格の適正化、満足度・リピート率等）の向上につながるものであるか
- ・事業期間及び2020年までに達成すべき目標が具体的かつ定量的に示されており、妥当な設定となっているか
- ・目標達成に向けた具体的なスケジュールが示されているか
- ・必要経費は事業内容に照らして妥当な金額か
- ・プロジェクトのエリアやテーマが絞り込まれており、現実的かつ具体的な事業内容となっているか

④先進性・モデル性

- ・取組が先進的なものであり、国立公園内の他団体、他の国立公園のモデルとなるか

⑤独創性

- ・地域のコンテンツの磨き上げに資するか

⑥訴求力

- ・利用者、地域の関係者等に対し強く訴える内容となっているか

⑦将来的な事業展開の可能性

- ・事業実施期間終了後も、自主的な取組として事業継続が見込まれ、計画や目標を明確にして、着実に成果を出すことができるか。

⑧地域への貢献

- ・地域づくりの方向性と一致しており、地域経済・地域振興に寄与する内容となっているか

⑨事業実施体制及び他省庁の施策との連携

- ・事業を適切に遂行するためのリソース（経験、ノウハウ、資金調達力、人材当）を有しているか
- ・官民連携による効果的な実施体制となっているか
- ・内閣府の地方創生、観光庁の広域観光周遊ルート、文化庁の日本遺産など、他省庁の施策との連携が図れているか
- ・民間事業者が主体となって応募する場合、当該地域の地方自治体やDMOとの連携ができており、事業実施にあたっての連携手法が具体的か

⑩期待される効果、政策的意義

- ・上質なサービスを提供することなどにより、国立公園におけるサービスの多様化につながるか

- ・民間の投資を国立公園に呼び込むことで、地域の活性化や国立公園の管理の質の向上につながるか
- ・民間資金の保全への還元など、旅行者が増えることで自然環境の保全にも寄与する仕組みが内在されているか
- ・国立公園の景観改善につながる取組が期待できるか

9. 事業実施体制

採択された活動団体は令和元年度国立公園満喫プロジェクト 先進的インバウンドプロジェクト支援事業等実施業務の仕様書に従い、事務局事業者との共同実施者として、協定を締結し、業務を実施していただくことになります。

【業務実施体制図】

